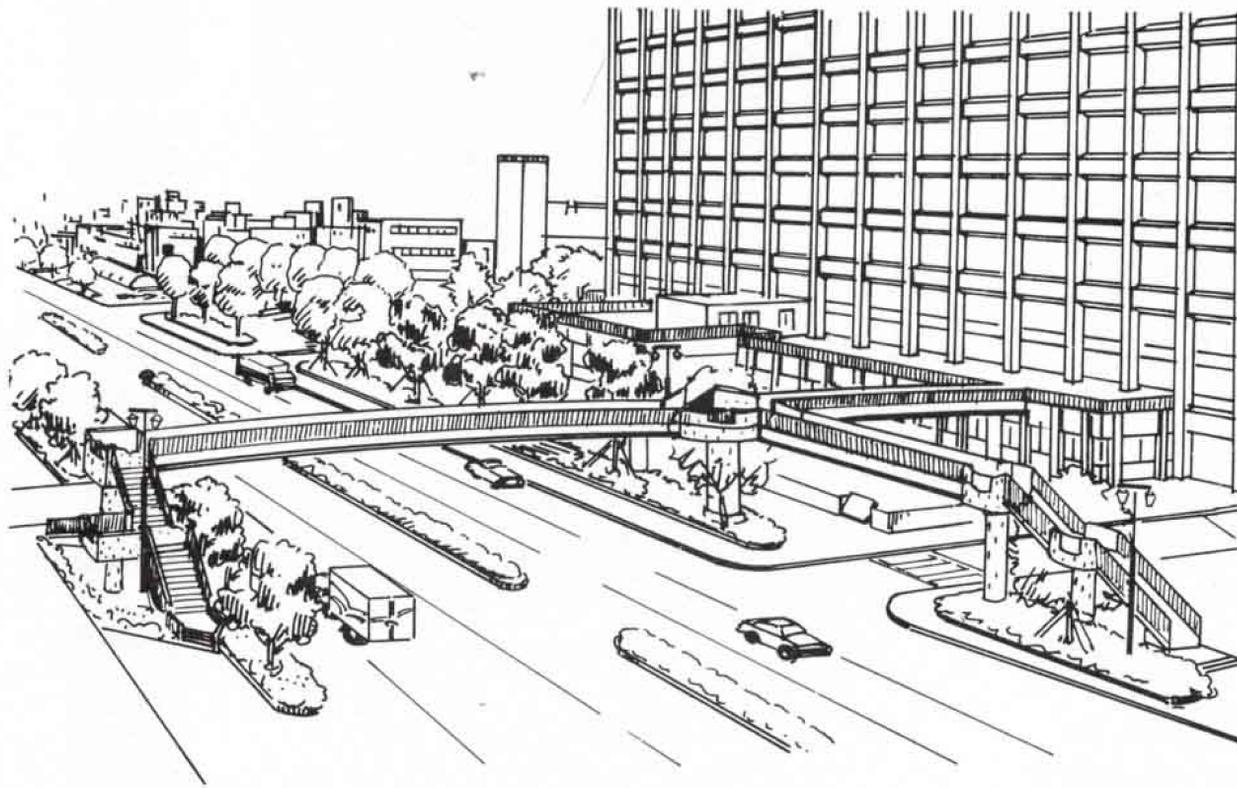


市庁舎前の横断歩道橋着工

——来年3月の完成を目指す——



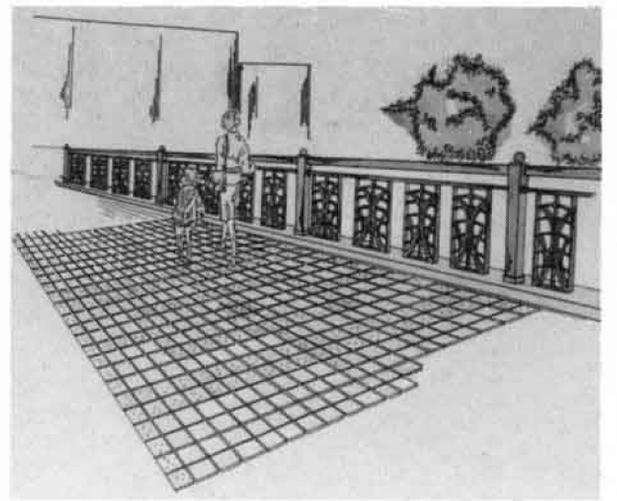
▲横断歩道橋完成予想図

橋脚や高欄、階段部分も工夫をし、歩く所はすべり止めをしたタイル張りにします。橋上を照らす照明灯は三箇所に設置し、ガス灯形式のデザインを取り入れ、文化の薫りづけを試みました。

横断歩道橋は、完成予想図のとおり、道路の南側と庁舎の二階を結び、市民ホールへ直接はいれるようになります。南側から庁舎までの歩道橋の長さは六六・三メートル、高さは車道上で四・七メートル、歩道幅二メートルの鋼鉄製です。デザインや色彩は、周辺環境にあったデザインを基本に、上から見ても下から見ても地味ながら、スマートに見えるように考えました。

周辺環境にあった

デザインに



▲橋上はタイル張りで

「市役所に用事があり、吉原方面からバスで庁舎前まで行くと、道路の反対側で下車することになります。そして、庁舎の東側か西側の横断歩道を通って行くことが交通ルールですが、お年寄りや足が少し不自由な人などは横断歩道まで行

危険な道路

横断を解消

くのがなかなか大変のようです。なかには横断歩道まで行かず道路を渡ってしまう人もあり危険です。安心して横断できるよう考えてください。」

このような市民の声が数多くあり、市としても市民のみなさんが来やすい市役所にするため、昭和六十二年三月中の完成を目指して、事業費一億三〇〇〇万円をかけて横断歩道橋設置の工事を進めています。

農地の転用は

許可が必要です

農地は、農業生産の場、農家の財産という以外に、農業基盤、地域の緑の空間など、地域社会の重要な資源でもあります。

この農地が無断転用などで、片っ端から土地の使用目的を変えたり、荒らされたりすると、農業はもろろん地域社会の健全な発展にも支障をきたします。

そこで農業委員会では、昭和五十九年以来「農地を守り、有効利用する運動」を積極的に進めています。

その重要な柱が「無断転用をなくす」取り組みです。

農地法では優良農地を守るために、農地を転用する際は都道府県知事、または農林水産大臣の許可が必要となっています。

無断転用には厳しい罪則もありますが、大事なことは農地を有効利用する観点に立って、地域のみなさんの力でこういう芽を早期に摘み取ることです。

転用するときには必ず市農業委員会に相談して適切な指示に従って行いましょう。

農地転用とは

農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場はもとより道路、山林など農地以外の用途に転用することです。

転用許可を必要とする農地とは、水田、畑、樹園地等です。

農地であるかどうかは現況によって判定されますので、土地登記簿上の地目と一致しないことがありますので注意してください。